

知らないと失われる

障害年金

令和元年 7月 10日

◎老齢年金を知らない人はいない

老後になって、老齢年金を意識しない方はいない←相談者多数

◎障害年金を知らない人は多い

障害年金の発想が思い浮かばない方は多い←相談者少数
請求時期が遅れて受給できなかった方は多い←事例多数

老齢年金は簡単
障害年金は複雑

◎障害年金を受給するには（大胆に要約）

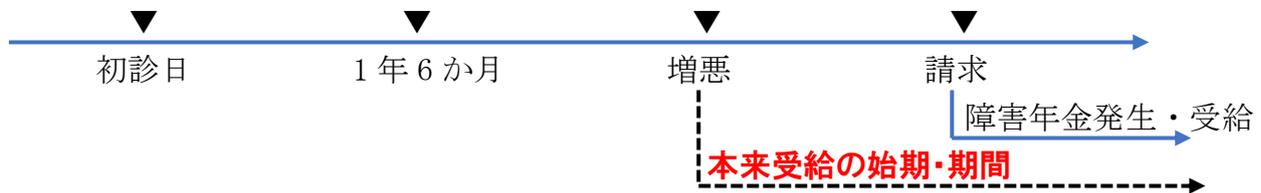
保険料を一定程度納付・免除 2/3 納付又は直近 1 年納付要件	一定の障害にある 1 年 6 か月目又は請求時	裁定請求する 書面多数
-------------------------------------	----------------------------	----------------

(20 歳前の障害では納付要件は問われない)

実例

Aさん

初診日から 1 年 6 か月時点では症状が軽かった。その後 3 年経過し、症状増悪。しかし、請求時期が遅れたことから 4 年目からの受給となった（1 年分は受給できない）。



Bさん

1 年 6 か月時点で受給できたが、制度を知らず、平成 31 年に請求。1 年 6 か月目（平成 23 年）に遡って受給権が発生したが、平成 26 年 1 月分以前分は時効消滅した。



障害年金受給には詳細な申立てが必要。専門家へ相談いただく方が確実です!!

年金に最も精
通した社労士

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>